

答 申 第 9 号

平成26年3月14日

芦屋市固定資産評価審査委員会  
委員長 佐々木 豊 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 芝 池 義 一

芦屋市情報公開条例第16条第2項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成25年3月11日付け芦固審発第134-1号による下記の諮問について、以下のよう  
に答申します。

#### 記

平成21年度及び平成22年度の下記の決裁文書の公開請求についてなされた平成  
25年1月9日付け公文書不存決定処分に対する異議申立てに関する諮問

- 1 阪神9市固定資産評価審査委員会連絡協議会の決裁文書（復命書，旅費手当支給明細含む）
- 2 連絡協議会関係資料

## 第1 審査会の結論

芦屋市固定資産評価審査委員会（以下「実施機関」という。）が、平成25年1月9日付け芦固審発第109-1号で、平成21年度及び平成22年度の下記の決裁文書（以下「本件公文書」という。）の公文書公開請求について不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったことは妥当である。

- 1 阪神9市固定資産評価審査委員会連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の決裁文書（復命書，旅費手当支給明細含む）
- 2 連絡協議会関係資料

## 第2 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成24年12月25日付けで芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号）第6条の規定に基づき、本件公文書の公開請求を行ったことに対し、実施機関が行った本件処分を不服として、平成25年3月4日付けで処分の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び本審査会での意見陳述において主張している異議申立ての理由は次のように要約される。

- (1) 単に保存年限を経過したとして不存在を主張するには、以下のとおり貴委員会の常識ではなく、世間一般常識からして無理がある。
- (2) 多大の公費（税金）を使って協議、研鑽した固定資産評価に関する重要な資料を早々に廃棄したと主張するなら、その公文書を廃棄した経過とその記録文書を提示の上、その説明を求める。
- (3) 連絡協議会資料はその協議内容からして各市における固定資産税に係る問題点等の協議研鑽を目的として開かれた会議資料である。
- (4) 協議内容等からして一過性でその内容等が消滅するものではなく、毎年度蓄積されるものである。
- (5) しかも、各市持ち回りで協議会開催市としての責任を負うものであり、過去の問題点や予算の実績等を積み上げ、参考と資する資料と決裁文書である。

## 第3 実施機関の主張要旨

実施機関が、意見書及び本審査会での意見陳述において主張している内容は次

のように要約される。

- 1 実施機関は、固定資産評価に係る審査申出について審査をする合議体の行政委員会であり、実施機関の文書のほとんどが審査申出に係る文書である。実施機関の文書管理については、芦屋市固定資産評価審査委員会規程で「審査議事及び決定等に関する記録を5年間保存する」旨定めており、その他の文書の保存年限は芦屋市文書取扱規程（以下「規程」という。）に規定する保存年限の基準に準じて運用している。
- 2 連絡協議会は、阪神9市で構成する任意団体で、固定資産評価審査委員会に関する事項について相互に協議を行い、委員会の事務に資することを目的として委員会の審査運営に関する連絡協議を行っている。連絡協議会は、何かを決定するとか、統一見解を決定する機関ではなく、異議申立人が主張するような審査申出について審査をする際に参考とするような資料はないため、連絡協議会に関する文書の保存年限を1年として運用している。
- 3 平成21年度及び平成22年度の連絡協議会に係る文書としては、連絡協議会出席者の報告や議題の回答に係る決裁文書及び連絡協議会当日に出席者に配布された連絡協議会資料があったが、それぞれ保存年限の1年を過ぎた平成23年4月1日、平成24年4月1日以降に廃棄している。意見書に添付した文書件名簿において、連絡協議会出席者の報告と議題の回答に係る決裁文書については、文書管理システムに1年保存の文書として登録していたことが確認できる。連絡協議会当日に出席者に配布された連絡協議会資料については、文書管理システムには登録していなかったが、紙文書として保存していた。また、復命書については委員及び書記全員が連絡協議会に出席したため作成していない。

#### 第4 審査会の判断

異議申立人が公開請求した文書は、平成21年度及び平成22年度の連絡協議会の決裁文書（復命書、旅費手当支給明細含む）及び連絡協議会関係資料である。実施機関は、実施機関の委員及び書記全員が連絡協議会に出席したため復命書は作成しておらず、連絡協議会出席者の報告、議題の回答に係る決裁文書及び異議申立人が不存在について異議を唱えている連絡協議会資料については、既に1年の保存年限を過ぎて廃棄済みであると説明している。

保存年限が1年の文書については、規程において廃棄文書目録の作成は定められていないので、廃棄文書目録によって廃棄を確認することはできない。しかし、意見書に添付された文書件名簿から連絡協議会関係文書の保存年限が1年であ

ることを確認することができ、保存年限の1年が経過した後に廃棄したとする実施機関の説明に不自然な点はなく、実施機関の主張を認めざるを得ない。

復命書については、それを作成しなかったことの当否はともかくとして、作成されていない以上、不存在であるということになる。

したがって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年 3月11日	諮問書の受理
平成25年 8月30日	異議申立人の意見陳述
平成25年 9月20日	諮問実施機関の意見陳述
平成26年 1月21日	第1回審議
平成26年 2月27日	第2回審議
平成26年 3月14日	第3回審議